

# 令和7年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和7年9月17日（水）午後2時～  
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

令和7年9月17日(水)午後2時～

議会委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 執行部あいさつ

4 議 事

- (1) 議案第58号 小美玉市職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正する条例  
について
- (2) 議案第59号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- (3) 議案第64号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算(第3号)
- (4) 議案第68号 令和7年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第1号)
- (5) 議案第81号 動産の買入れ契約の締結について

5 その他

6 閉 会



◎開会の宣告

○副委員長（真家功君） 皆さん改めましてこんにちは。定刻前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

開会に当たりまして長津委員長をお願いします。

○委員長（長津智之君） 皆様、こんにちは。中途半端な時間に大変いつも申し訳ございません。暑さ寒さも彼岸までという言葉がありますけども、今週末にはもう彼岸の入りということになりますけども、だんだん暑さも和らいでくるのかなと思っておるところでございます。

今回、議長の方から付託を受けた、総務常任委員会5件の補正を含めて5件の付託案件がございます。過日の決算委員会では、昨年度の決算報告、委員会での承認ということになりますけども9月の補正でございますので、今年度の現年度の事業が中心になる。今一番、スタートラインの真っ只中での補正だと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、今回毎回同じなんですけども、説明は簡潔そして明瞭に説明をし、また質疑の方もわかりやすい質問を質疑でございますので、よろしくご協議のほどお願いいたしたいと思っております。

それでは本日よろしくお願いいたします。

○副委員長（真家功君） 続きまして、執行部挨拶としまして島田市長お願いいたします。

○市長（島田幸三君） 改めてましてこんにちは。

決算委員会に引き続きまして、総務常任委員会開催ご苦労さまでございます。

昨日気になるニュースありまして、航空研究所の記事記載の中で、茨城空港の記事が載ってまして茨城空港の役割、ビジョンということで3つを挙げてました。

役割の1つ、茨城県や近隣県の観光ビジネスの拠点となる空港、役割の2つとして羽田、成田ともに首都圏の第3空港として、日本の国際、国内、航空需要に対応する空港、最後に役割の3つ目が、私はこれが非常に大事と思ったんですけども、大規模災害時のときの災害の対応を拠点とする空港ということで、ご案内の通り、羽田で1月1日、昨年事故があったときに、緊急的に茨城空港に旅客機がおりたということ。あとは、羽田がこれもご案内の通り海拔0メートルということで、首都直下が起きたときには津波の影響によってほぼ使えないだろうということで、もう1つとして成田空港も便が混雑する状況で、滑走路を作ろうということで計画が立ってるんですけども、土地がまだ約2割しか買収できなくてなかなか難しいということです。これを広げることがここ何十年は無理だろうということで、そういう意味では、先ほど言った役割の3つの第3点目の大惨事の際に対応を担う空港ということで大変大事なかなというふうに思いました。

いずれにしても、茨城空港所在地が小美玉ということで、これからも発展もしていきながら

国民の命を守る空港としても担っていくのかなとそういうふうに思っています。

そういうことで本委員会が所管ではありますので、そうしたことを含め本日の総務常任委員会  
ご審議のほどよろしくお願ひしまして挨拶に代えさせていただきます。

**○副委員長（真家功君）** ありがとうございます。

早速議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、長津委員長にお願いいたします。

**○委員長（長津智之君）** 議事に入る前に本日福島議員、谷仲議員、内田議員、宮内議員が傍聴  
します。それでは、ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、本  
日の会議を開きます。本日の議題は、9月11日に付託された議案審査付託表のとおりでありま  
す。関係資料につきましては、スマートディスカッションに保存されています。準備はよろし  
いでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

当委員会の議事の進め方ですが、質疑の方法は、一問一答方式とし、一人の方がすべて終了す  
るまで質疑を続けます。簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願  
ひいたします。また、執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。即時に答弁しがた  
い質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願い  
いたします。執行部において整い次第、再開することにいたします。各委員におかれましては、  
よろしくご協力をお願いいたします。なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使ってい  
ただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは付託議案の審査に入ります。

議案第58号小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを  
議題といたします。

執行部より説明を求めます。 高野人事課長。

**○人事課長（高野雄司君）** それでは、議案第58号 小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず、提案理由でございますが、育児介護などの育児介護休業法の改正に伴いまして、市町  
村の方でも仕事と育児や介護を両立できるよう、柔軟な働き方等、さらなる支援の拡充を図る  
ためこの案を提出するものでございます。

資料につきましては、1ページをめくっていただきまして、1/4から4/4につきましては改正文改  
め文でございますので、改正案の概要につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきます。  
1/6ページをご覧ください。

はじめに第3条といたしまして、「週休日及び勤務時間の割り振り」の規定でございます。今回新たに1項を加えるもので、週休2日制の範囲の中でフレックスタイム制に対応した割振りができるよう、追加をするものでございます。

次のページ2/6ページをご覧ください。

第6条といたしまして休憩時間の規定につきましても、フレックスタイム制に対応した改正となります。

現行の規定では、基本8時30分から17時15分の勤務に対しまして、12時から13時までを休憩時間と定めておりますが、勤務形態により柔軟な対応がとれるよう規定するものでございます。

次に下段、第8条の3、「時間外勤務の制限」規定でございますが、こちらの法の改正によりまして「3歳未満の子」までを「小学校就学前までの子」に改めるものでございます。

こちらにつきまして現行の規定で、3歳未満の子を養育している場合、申請によりまして、時間外勤務を免除するものでございますが、範囲が拡大されまして小学校就学前までとするものでございます。

次に3/6ページ以降になりますこちらをご覧ください。

こちらからは「第15条の3」から「第15条の5」新たに3条を加える規定でございます。

こちらの規定につきましては、「妊娠や出産を申し出た職員」ならびに「介護を必要とする状況に至った職員」に対しまして、仕事と「育児または介護」を両立できるよう、制度または措置を講ずるなどの意向確認を行わなければならないという義務規定を加えるものでございます。実際に現在でも、意向確認につきましては、当該職員に対しまして、制度等の周知案内等は行っておりますが、今回の法改正において改めて条例において、義務規定を追加するものでございます。

最後に付則といたしまして令和7年10月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議願います。

**○委員長（長津智之君）** 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、許します。山崎委員。

**○5番（山崎晴生君）** はい。お疲れ様です。よろしく申し上げます。

介護休暇ということで、一般質問でも触れさせていただいたんですが、現状として介護休暇等々を実際に取得している方っていうのは今現状としてどうか。お聞かせいただければ。

**○委員長（長津智之君）** 高野人事課長。

**○人事課長（高野雄司君）** この年度で申し上げますと、小美玉市の方で令和7年度の介護休暇

取得。こちら介護休暇の中でも、短期介護休暇という制度がございまして、有給で5日間の休暇をとれる制度でございまして、こちら、今現在で4名ほど取得者がございます。  
以上でございます。

**○委員長（長津智之君）** 山崎委員。

**○5番（山崎晴生君）** はい。ありがとうございます。

これ、5日間まとめて取る形の休暇ですか。

**○委員長（長津智之君）** 高野人事課長。

**○人事課長（高野雄司君）** はい、山崎委員のおっしゃるとおり5日間連続でも構わないし、当  
家の都合によりまして、1日単位とかで用いられる制度でございます。以上です。

**○委員長（長津智之君）** 山崎委員。

**○5番（山崎晴生君）** ありがとうございます。介護って本当にこの前ちょっと話しましたがけど  
も、やはり突発的に必要になったり、長期間、何日かまとまってっていうような、1日2日と  
かっていうところで必要になってくることが多いので、是非とも推進していただけるようお願い  
いたします。以上です。

**○委員長（長津智之君）** その他に質疑ございますか。戸田委員。

**○3番（戸田大我君）** はい。よろしくお願ひします。

先ほど、時間、勤務時間の割り振りというフレックスタイムというお話ありましたが、実際ど  
んな感じでフレックスっていうのが、コアタイムとか何かいろいろあると思うんですけど、あ  
と日によって時間は、今日は何時間やったけど、明日はその分何時間減らすとかなんかそうい  
うのもあるのかなと思うんですが、大体具体的な内容についてお聞かせください。

**○委員長（長津智之君）** 高野人事課長。

**○人事課長（高野雄司君）** 戸田委員さんのご質問のフレックスタイム制につきましては、まず、  
フレックスタイム制、週の総勤務時間数。市役所で言いますと、1日8時30分から17時15分ま  
でということで、1日7時間45分。というのが基本でございます。そうしますと、週の1週間の  
勤務時間につきましては、1日7時間、数字で言いますと7.75時間×5日分ということで、  
週の総合勤務時間が38.75時間となります。

こちらの総勤務時間は変えずに、1週間月曜日から金曜日までの勤務時間を月曜日は長く働き、  
火曜日は短く働きという規定の範囲内で、柔軟な勤務を可能とするものでございます。それで  
例を申しますと、先ほどの1週間38.75時間を超える勤務体系をとればよいということであると、  
例を言いますと月曜日から金曜日5日間のうちに、仮に月水金3日間を子どもの都合、家庭の  
都合ということで、月水金につきましては夕方2時間の時間を要しなくちゃならない。

ですから、8時半から3時15分までが勤務時間となります。そうすると、1日7時間45分ですと2時間足りないという計算ができますので、それを月水金3日間取りますと、1週間の総時間が6時間足りないということで、その6時間分を残りの火曜と木曜日こちらに6時間をどう割振ってもいいんですけども仮に3時間3時間ずつ割り振って6時間クリアするとなると火曜日と木曜日の勤務時間は8時半から17時15分に、さらに3時間をたして20時15分までこちらで、火曜日と木曜日を勤務すれば、1週間の総勤務時間が38.75をクリアする。フレックスタイム制度というのはそういったものでございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） はい。詳細な具体例ありがとうございます。

コアタイムみたいのはありますか。この時間からこの時間まで働かなければならない。

○委員長（長津智之君） 人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい。

今回このフレックスタイム制も対応できる規定ということで、今回条例改正の一部に提出させていただいたんですけども。こちらの中身の制度設計につきましては、今現在進行形で事務局の方で整理しているところでございます。

その中で、先ほど戸田議員がおっしゃいますコアタイム、こちらは、その1日の中で、全員が絶対この時間は全員がそろってなくちゃいけないという時間がコアタイムと申しまして、こちらにつきまして、今現在事務局の案としましては午前10時から午後3時とか4時ぐらいまでは、全員が出勤してる時間ということで考えてございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） はい。ありがとうございました。

○委員長（長津智之君） 他に質疑ございませんか。山崎委員。

○5番（山崎晴生君） すみません。聞き忘れてしまって申し訳ないです。

介護休暇の方なんですけど、介護の両立支援制度等の周知とか研修とかですね、相談体制の整備とか、そういったところから、情報に加えてるんですけども、これってどういうふうにして取り組んでいくかっていうところを具体的にちょっとあれば教えていただきたい。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい。こちらの周知に関しましては、現在も検討中でございますけれども、条例の改正文3/4ページ。15条の4ということで、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等ということで規定してございますけれども、実際いつどういう形で、家族で介護に陥るかということとはちょっと想像つきませんので、ある程度の年齢、40歳とか50歳になった場合にその方にまず、今のところはガイドブック等を今作成していきまして、そちら

の方でまず周知をさせていただいて、さらに詳細っていうときには個別対応をとらせていただければと考えてございます。

○委員長（長津智之君） 山崎委員。

○5番（山崎晴生君） ありがとうございます。研修等ですね実施ということで書いてあるんですけども、今この介護とですね両立支援っていうところで、作業ケアマネっていう資格もありまして、専門でそういった企業に入って、介護のことに関しての研修だとかそういったことを実施している団体もありますので、そういったところを活用しながら、あとは窓口として、前にお話しましたけど地域包括支援センター、専門職の集団でありますので、そういったところを直接相談窓口等にするとですね、職員の皆さんが相談しやすい環境を作っていただければなどというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい。ありがとうございます。

○委員長（長津智之君） 他に質疑ありませんか。鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） ごめんなさい。戸田委員のフレックスの話とかぶってしまうんですが、今回の条例の改正というのはあくまでフレックスができますよということであって、小美玉市ではこれからやるやらないってのは今詳細を詰めている段階で、始まるというような理解ではまだないということですのでよろしいでしょうか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい。鬼田委員のおっしゃる通りでございます。

今回は条例の中に規定をさせていただきまして、今現在、事務局の方で制度設計をさせていただきますので、整った後には、遅滞なく進めていければと考えてございます。

○委員長（長津智之君） 他に質疑はございますか。荒川委員。

○20番（荒川一秀君） はいご苦労様です。この勤務体制ですね、職員のためにいろいろ育児の関係、介護の関係これ大事なことでいいと思うんです。ただ、住民から休みが多くて、分からない。いないから分からない。こういう苦情もあんだよね。これはもちろん取れる権利だから、きちんとした休暇。調べたんだけど、住民サービスに対して今度はそれを、その人が休んでも、分かるような体制を作っているのかどうかっていう。なんか、県の方では何かプロジェクトみたいなサークル。誰かいないでもわかるような体制になっているって聞いたこともあるんだけど。小美玉市でもそこらへんを、ほかの市町村でも関連するかもしれないけど、そうすると今度、次の日がいなくて、この次の日連休なっちゃったならば、もう、埒があかなくなっちゃうわけだよね。だからそういうこともある程度考えて、住民サービスも考えなくちゃならないのかと思うんだよね。そのへんの対応を聞かせてください。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はい。ただいまの荒川委員さんのご質問ありがとうございます。

もちろん住民サービス業務に支障がないようにということで、規定の大前提の中で所属長が公務の運営に支障がない範囲において承認という、まずここが大きく規定しているものでございます。その上で、先ほど戸田委員さんからの質問にもありました、コアタイムということで、「必ずその時間は全員そろってなくちゃいけない。」という時間を設けておりますので、そこはカバーできればと考えてます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） とにかくまず民間の会社とね、公務員とまた違うと思うんですが、私も公務員やって、6業種変えて今現在なんだけども。そういう意味では公務員の立場とか、あとずっとこう、守られていいなと思うんです。ですから住民から、そういう意味で、どうしてもそういうふうな支障がないようにね。そして、その住民に対しても、10時からその何分間、何時までは必ずいるんだってことがわからないと。分かればそこへ、そのときに、きてだね。それをPRしないとならないと思うんだよね。その辺もやっぱりサービスのうちだから、徹底したほうがいいかなと思うんですが。どうですかね。はい。

○委員長（長津智之君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第58号小美玉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長津智之君）** ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

次に議案第59号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。高野人事課長。

**○人事課長（高野雄司君）** 続きまして議案第59号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

まず提案理由でございますが、先ほどの議案第58号と同様でございます。

仕事と育児を両立できるよう柔軟な働き方等、さらなる支援の拡充を図るためこの案を提出するものでございます。

次のページ1/3から3/3は改正文でございますので、その次の改正の案の概要につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。1/4ページをご覧ください。

はじめに、第11条、こちらの方では、育児短時間勤務、こういった制度がございますがこちらに伴う勤務形態の規定でございます。こちらに追加規定で、午前7時から午後10時までは範囲を広げまして、フレックスタイム制にも対応した時間設定にするものでございます。

次に、下段から2/4ページをご覧くださいと思います。

まず、第17条では、除外規定の緩和規定となつてございまして、次の第18条では、今度は部分休業制度、こちらも制度としてあるんですけども、こちらの制度の細分化や承認手続き等を規定するものでございます。第18条中「1号部分休業」と生じてございます。

こちらにつきましては現行の制度でございまして、30分単位で1日につき2時間まで取得できる制度でございます。

例を申しますと、朝の8時半勤務なんですけれども、そちらの朝1時間を遅れて勤務する。

9時半に勤務し始まり、帰りも5時15分待たずに1時間早く16時15分に帰れるという部分休業制度でございます。こちらはその時間については無給扱いとなります。

今回新たに「2号部分休業」といたしまして、こちらも1年間で10日間、こちらを1時間単位で取得できるという、新たな制度を規定して加えるものでございます。

次の19条、給与の取扱いにつきましては、この部分休業と承認を受けた時間については減額して支給する規定となつてございます。

最後に付則といたしまして、令和7年10月1日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議願います。

**○委員長（長津智之君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手により、これを許します。

戸田委員。

**○3番（戸田大我君）** はい。よろしく願います。

育児短時間とか部分休業とか、こういう制度を使う正職員さんにおかれては、例えば何年まで使うことが、子どもの就学前に達するとかっていうことがあると思うんですが、年限とかはありますが5年以上使ったら駄目とか、10年以上使ったら臨時職員になりますよとかっていうのありますか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 期間につきましては、1人のお子さんにつき、小学校就学前までは部分休業等制度を使えることができる規定でございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） はい。その他、すみません

部分休業で1日に例えば2時間とかこうとったときには無給になるってことで、お給料から控除されるんじゃないかな、されるんだと思うんですが。

そういったのは6月とか12月とかの賞与とかに何かこう影響はあったりするんですか。少なくなったりはするんですか。それとも一般の正職員さんと、使っていない正職員さんと同じ額が出たりするんですか。

○委員長（長津智之君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） はいもちろん、部分休業で取ったところにつきましては、給与の方、減額していくんですけども。さっき質問につきまして期末勤勉手当、こちらに差異があるかというところがございますけれども、ちょっと日数の関係もございますが、1度ちょっとお時間いただきまして確認とらせていただいでよろしいですか。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） はい。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（長津智之君） いいですか。

○3番（戸田大我君） 以上です。

○委員長（長津智之君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長津智之君）** ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第59号 小美玉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長津智之君）** ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

次に、議案第64号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算第3号のうち、総務常任委員会所管事項についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。磯部財政課長。

**○財政課長（磯部朋広君）** 議案第64号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算第3号のうち、総務常任委員会所管についてご説明を申し上げます。総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明させていただきます。また、歳出につきましては、順次、担当課からご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、8ページをご覧ください。

1款 市税、5項、1目 入湯税、入湯税現年課税分で126万9千円の補正増。現年課税分の申告見込による増でございます。

次に、16款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金、特定防衛施設周辺整備交付調整交付金で450万円の補正増。LED防犯灯整備工事の増額に伴うものでございます。

同じく3目 衛生費国庫補助金、空き家対策総合支援事業補助金で248万円の補正増、空き家等対策推進事業の増額に伴うものでございます。

次に、17款 県支出金、1項 県負担金、1目 民生費県負担金、行旅病死者取扱負担金で100万円の補正増、事業費の見込み増に合わせたものでございます。

続いて、表の一番下段になります。

18款 財産収入、2項 財産売払収入、2目 物品売払収入で828万千円の補正増、公用車等の売却によるものでございます。

次に9ページをご覧ください。

19款 1項 寄付金、2目 総務費寄付金、企業版ふるさと応援に対する指定寄付金で600万円の補正増でございます。

次に20款 繰入金、2項 1目 基金繰入金、財政調整基金繰入金を歳入歳出款調整のため、5億2千172万2千円の補正減。

同じく公共施設整備基金繰入金につきましては、充当事業の実施内容変更により、1千万円の

補正減。

同じく、ふるさと応援基金繰入金につきましては、企業版ふるさと応援基金の歳入に伴い財源を入れ替えしたことにより600万円の補正減。

ひとつ飛びまして、行政区集会施設管理基金繰入金につきましては、基金繰入対象の公民館改修等へ充当とするため、50万円の補正増でございます。

次に21款 1項 1目 繰越金で、5億2千676万5千円の補正増。前年度繰越金を増額するものでございます。

22款 諸収入、5項、5目 雑入で派遣職員給与等負担金で150万円の補正増。

こちらの方は、霞台厚生施設組合派遣職員給与等の負担金の決定によるものでございます。

ひとつ飛びまして、防災拠点設置等助成金で226万6千円の補正増。

こちらは、B&G財団からのドローン購入のための助成金でございます。

さらにひとつ飛びまして、建物災害共済金で162万1千円の補正増。

落雷等で故障した防犯カメラに対する保険金になります。

続きまして、原子力事故賠償金で21万4千円の補正増。

こちらの方は東京電力からの収入でありまして、返還金と追加交付の差額分の収入となっております。

次に不用品売払収入で7万2千円の補正増、鉄屑等のスクラップ料としての収入でございます。

次にその他で、27万4千円の補正増、こちらは、公用車事故に伴う対物賠償金や廃車による自賠責保険の返還金等としての収入でございます。

次に10ページをご覧ください。

23款 1項 市債、2目 衛生債、四季の広場遊具設置事業債で600万円の補正増。

こちらの方は四季の広場の遊具等の設置事業等の増額に伴うものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

**○委員長（長津智之君）** 高野人事課長。

**○人事課長（高野雄司君）** 続きまして歳出についてご説明いたします。

はじめに、一般会計全体の「職員給与費に関する補正」につきましては、人事課より一括でご説明をさせていただきます。38ページをご覧ください。

こちらは一般職の総括表の比較欄になりますけれども、まず報酬が525万円の減。右隣です。

給料が3千950万1千円の減。職員手当が2千546万2千円の減。共済費が1千241万1千円の減。

合計といたしまして8千262万4千円の補正減でございます。

職員数は全体で641人。内訳といたしまして、一般職が488人。会計年度任用職員が153人でございます。

なお職員手当の詳細につきましては、下の表の内訳欄の通りでございます。

今回の給与、職員の給与に関する補正の主な要因につきましては、本年4月1日付の定期の人事異動による事業間の補正、また、育児休業者の給与期間の確定等による減額等によるものでございます。以上が、職員給与費の補正に関する説明でございます。

これより、各所管より歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては説明を省略させていただきます、職員給与費以外の補正内容について順次説明いたします。以上です。

○委員長（長津智之君） 須賀田議会事務局次長。

○議会事務局次長（須賀田千恵子君） 続きまして、各所管の歳出でございます。

11 ページをお開き願います。まず、議会事務局所管の歳出につきまして、ご説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目議会費、説明欄 3、議会運営費 17 節、備品購入費につきましては、24 万 2 千円の補正増をお願いするものでございます。

内容といたしましては、議場の執行部答弁用マイク設置に伴う費用の増額でございます。

以上でございます。

○委員長（長津智之君） 安彦秘書課長。

○秘書課長（安彦晴美君） 続きまして、秘書課所管についてご説明いたします。

12 ページをお願いいたします。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、説明欄 3 の秘書事務費につきましては、工事請負費として、看板設置工事費 24 万 9 千円の増額補正をお願いするものでございます。

内容としましては、四季の里の公有財産処分に伴い、美野里町 40 周年記念事業にて植樹した桜を伐採するにあたりまして、残存する記念樹へ看板を設置する工事を実施するため、増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

同じく12ページとなります。1目 一般管理費、説明欄5 庶務事務費につきまして、115万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容としまして、訴訟代理委託料となります。

市営住宅使用料滞納に係る市営住宅明け渡し等の手続きを顧問弁護士に依頼するための費用を計上するものです。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 深作市民協働課長。

○市民協働課長（深作由美君） その下です。市民協働課所管となります。説明欄13の行政区

集会施設管理事業につきまして、167万2千円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、貝谷区他3地区の地区集会施設の改修工事などへの補助金として増額するものでございます。

地区別の内訳としましては、小川地区が貝谷区、世楽区、仲田宿区の3件で123万円、美野里地区が花館区の1件で44万2千円でございます。

財源につきましては、先ほど歳入で説明がありました、行政区集会施設管理基金繰入金50万円を充当するものでございます。以上です。

**○委員長（長津智之君）** 林会計課長。

**○会計課長（林美佐君）** 続きまして、会計課所管になります。

その下、4目 会計管理費、説明欄1 会計管理事務費6万5千円の増額補正についてご説明いたします。

12節 委託料につきましては、行政情報ネットワークパソコンの入替に伴い、「伝送システム送信用データ作成ソフト」の最新版が必要となるため5万5千円。

また、13節 使用料及び賃借料につきましては、国庫金をインターネットバンキングからペイジーによる支払いを行うため、1万円の補正増をお願いするものです。説明は以上です。

**○委員長（長津智之君）** 細谷管財課長。

**○管財課長（細谷次央君）** 続きまして、管財課所管に移ります。

同じく12ページ、5目 財産管理費のうち、説明欄2 市庁舎維持管理経費に715万1千円の増額補正をお願いするものです。

補正の内容は、10節 需用費で、本庁舎の空調設備などの修繕料に208万1千円を増額し、12節 委託料では、人件費の引き上げにより委託料が上昇したことにより、庁舎清掃及び設備保守管理委託料に323万9千円、電話交換受付業務委託料に183万1千円を増額するものです。

次に説明欄3 公用車維持管理経費に68万円の増額補正をお願いするものです。

補正の内容は、11節 役務費で、公用車の売却手数料68万円を増額するものです。

管財課所管は以上となります。

**○委員長（長津智之君）** 村田行革デジタル推進課長。

**○行革デジタル推進課長（村田久美子君）** 続きまして、行革デジタル推進課所管についてご説明いたします。13ページをご覧ください。

7目 電子計算費、説明欄1 情報化推進事業につきましては、195万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

内容としましては、基幹システム標準化などの対応に伴いまして、データ量が増大しており、

現行の仮想化基盤では容量不足が見込まれるため、追加機器を導入し容量追加を行うため、192万円の補正増。また、議員の皆様と議会事務局職員との連絡ツールとして、ロゴチャットを導入するため、ビジネスチャット使用料として、3万7千円の補正増となります。説明は以上でございます。

○委員長（長津智之君） 深作市民協働課長。

○市民協働課長（深作由美君） 続きまして、同じページの下欄です。

10目 コミュニティ活動推進費、2 国際交流活動事業、18節 負担金補助及び交付金 地域活性化起業人負担金につきまして、295万円の補正増をお願いするものです。

10月1日より、総務省の地域活性化企業人制度を活用し、協定を結んだ民間企業から社員を受入れ、派遣元企業に対し負担金を支払うものであります。

財源につきましては、特別交付税措置の対象となります。以上です。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） 続きまして、防災管理課所管となります。

その下、12目 防犯対策費、説明欄1 防犯対策経費につきまして、776万7千円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、14 工事請負費 766万7千円。

これは特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源といたしまして、100基分のLED防犯灯整備工事費537万9千円と、今年の7月1日の落雷により故障した防犯カメラ4台分の修繕費用228万8千円を増額するものでございます。

続きまして18 補助金及び交付金10万円につきましては、住民の方からの問い合わせ等が多数あります特殊詐欺対策機器購入費補助金を増額するものでございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷勲君） 続きまして、環境課所管の補正予算をご説明いたします。

22ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、5目 環境衛生費、事業02 環境衛生事務費、12節 委託料 摘要15 行旅病死亡人取扱委託料の100万円の増額でございますが、引き取り人いない者、または、身元不明者が死亡した後の火葬に要する費用でございます。

行旅死亡人が例年ですと、年間4~5名となっておりますが、本年度につきましては、上半期においてすでに4名発生しており、予算不足が発生しているため取扱委託料の増額をお願いするものであります。

続きまして、事業08 空家等対策推進事業、12節 委託料、摘要17 不明空家権利者等調査及び面談意向調査業務委託料496万1千円の増でございますが、本年度8月に指定した空家等管理活用支援法人であります、株式会社 東電用地に県外に在住する空家の所有者または管理

者に対し、市内にある空き家についての今後の方針などを聞き取り、活用などを促すための直接訪問・面談するための委託料の新設・増額をお願いするものでございます。

国庫支出金、240万8千円を補助率1/2を充当するものでございます。説明は以上となります。

○委員長（長津智之君） 大堤消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 続きまして、消防本部所管の補正予算についてご説明いたします。30ページをお開きください。中段になります。

9款1項 消防費、1目 常備消防費、説明欄3 常備消防総務事務費、10節 需用費、消耗品費につきましては、令和8年度新規採用職員の被服貸与品の購入に要する費用で230万8千円の補正増をお願いするものでございます。

続いて、説明欄18 負担金補助及び交付金、1 負担金 会議研修参加負担金につきましては、危険物安全協会視察研修負担金に不足が生じ、7万円の補正増をお願いするものでございます。

続いて、説明欄8 警防活動経費、17 備品購入費、564万4千円の補正増をお願いするものでございますが、内訳といたしまして、機械器具購入費226万7千円につきましては、ドローン一式購入をお願いするものでございます。

消防器具等購入費337万7千円につきましては、令和8年度新規採用職員の防火衣一式購入をお願いするものでございます。

次に、2目 非常備消防費、説明欄5 自衛消防運営補助事業、18 負担金補助及び交付金 自衛消防施設整備補助金につきましては、花野井区、自衛消防団のホース乾燥用ポール設置費用で45万円の補正増をお願いするものでございます。

次に、3目 消防施設費 説明欄1、消防施設整備事業、14節 工事請負費、消防施設等撤去工事費につきましては、花野井区における老朽化した火の見櫓の撤去工事に要する費用で、91万3千円の補正増をお願いするものでございます。消防本部所管については以上でございます。

○委員長（長津智之君） 磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） それでは36ページをお開きください。

続きまして13款 諸支出金、1目 基金費、3 公共施設整備基金費につきましては、財源内訳補正となっており、住宅使用料現年分を調整した結果、36万4千円の充当額減で、同額を一般財源へ振替えるものでございます。以上です。

○委員長（長津智之君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田薫君） 同じく36ページ、政策企画課所管でございます。

8目 ふるさと応援基金費の積立金でございますが、令和6年度のふるさと応援に対する指定寄付金の実績額により、721万円を積立金の増額でございます。

以上が総務常任委員会所管の一般会計補正予算の内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**○委員長（長津智之君）** 以上で説明は終わりました。ここで暫時休憩いたします。午後3時に再開いたします。

午後14時45分 休憩

午後15時00分 再開

**○委員長（長津智之君）** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。どうぞ。皆さん。

山崎委員。

**○5番（山崎晴生君）** ありがとうございます。12ページの訴訟代理委託料ところ115万円のと  
んですが、これは幾らの費用に関しての訴訟を起こすような形なんですか。

**○委員長（長津智之君）** 箕輪総務課長。

**○総務課長（箕輪淳子君）** はい。山崎委員のご質問にお答えいたします。

現在の滞納額が約180万円となっておりますので、その分の訴訟となります。以上です。

**○委員長（長津智之君）** 山崎委員。

**○5番（山崎晴生君）** その180万円といった、市営住宅の方の家賃等の滞納。分かりました。

**○委員長（長津智之君）** よろしいですか。他にございますか。真家副委員長。

**○副委員長（真家功君）** 今の関連なんですが、これは補正で115万上がってますが、これは顧問  
弁護士に払う委託料なんでしょうか。

**○委員長（長津智之君）** 箕輪総務課長。

**○総務課長（箕輪淳子君）** 真家委員の質問にお答えいたします。こちらの費用につきましては、  
115万円はすべて訴訟費用となっております。顧問弁護士に委託をする予定でございます。

現在の委託料の中に訴訟費用等については、契約の範囲外となっておりますので、今回案件が  
出たということで、別途費用を計上させていただいております。

**○委員長（長津智之君）** 真家委員。

**○副委員長（真家功君）** 確認のために阿久津顧問弁護士に払うお金が当初予算外だということ  
ですが。もう1人何だっけ。あれ、いますよね。なんていうんでしたっけ。忘れちゃった。  
村山弁護士とは、どういうふうに分けてるんですか。

**○委員長（長津智之君）** 箕輪総務課長。

**○総務課長（箕輪淳子君）** 今お話がありました村山弁護士は、人事課での委託をしております。

主な委託の内容は、法制立案や行政手続き等の助言をいただくものです。総務課で委託をしてお

ります阿久津弁護士につきましては、市の顧問弁護士として法律全般に関する相談、訴訟、紛争の解決を主とした委託をしております。

○委員長（長津智之君） 真家委員。

○副委員長（真家功君） はい、わかりました。

○委員長（長津智之君） 他に、戸田委員

○3番（戸田大我君） 補正予算書の12ページの市庁舎維持管理経費のうちの委託料市庁舎清掃及び設備保守管理委託料が320万円ぐらい人件費の高騰で上がってるということなんですが、これは、美野里庁舎本庁舎の分ということですか。よろしくお願ひします。

○委員長（長津智之君） 細谷管財課長。

○管財課長（細谷次央君） 戸田委員さんご質問の件ですが、こちら庁舎清掃及び設備保守管理委託料は本庁舎の部分でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） すいません。私間違ってるかもしれないんですけど、この予算では830万円ぐらいですか。この委託料としては。それが、今回300万円アップするっていうのは40%ぐらいアップするのかなと思うんですが。どういった計算でこういう算出でなるのかなという。お聞かせください。

○委員長（長津智之君） 細谷管財課長。

○管財課長（細谷次央君） いただいたご質問につきましては、当初予算には、おっしゃられたとおり830万円ぐらいで計上しておりましたが、昨年度末に契約手続きを進めたところ、予算要求時から急激に金額が上昇したため、年度末までではなく年度途中までで契約しました。年度末までの契約をするには補正が必要になったという状況です。以上です。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） 何かこう、月、本当に急激に上がったんだろうなあというのがわかることです。決算はあったことですが、検証してまたより適正な委託料の委託っていうのが必要かなというふうに思います。よろしくお願ひします。次なんですが、もう1つ。13ページなんですが、先ほど防犯対策費の方で、10万円が特殊詐欺の対策の機器だというふうにご説明あったと思うんですが、これはどんな機器でどんな効果があるものなんですか。よろしくお願ひします。

○委員長（長津智之君） 長谷川防災管理課長。

○防災管理課長（長谷川正幸君） はい。ただいまの戸田委員さんのご質問にお答えいたします。こちらは録音機能付きの電話機の購入費用、そのうち購入費用額の2分の1で上限5,000円とい

う形で補助の方を行っております。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 戸田委員。

○3番（戸田大我君） はい、わかりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長（長津智之君） はい。その他。鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） はい2つございます。1問目12ページですね総務費の総務管理費の5ページですね。失礼しました。3ですね、14工事請負費の看板工事なんですけど24万9千円で、これ秘書課さんでやられている理由といたしましては、当初予算から秘書課で四季の里の樹木伐採を計上してたからってということと、あと具体的なストーリーというかここに至る経緯をちょっと教えてください。

○委員長（長津智之君） 安彦秘書課長。

○秘書課長（安彦晴美君） はい。鬼田議員さんの質問にお答えいたします。

こちらの工事費を秘書事務費として計上させていただいた件につきましては、議員さんのおっしゃる通りでございます。こちらの工事を計上するに至った経緯でございますが、先ほども申し上げましたように、四季の里の公有財産処分をすることに伴いまして、美野里町40周年記念事業の一環で植樹された桜を伐採するにあたり、記念植樹に関係した市民の方々にできる限り連絡をとりまして、ご説明する中において、市民の方から、植樹当初に設置してたプレートがなくなってしまうというようなお話や、残る桜があるのであれば、記念植樹の明示をして欲しいというようなご意見をいただいていたところでございます。

そういった市民の方からのご意見を踏まえまして、検討した結果、今後も記念植樹という記録を残していく必要があると考えまして、今回記念植樹ということが明示された看板等を設置するための補正予算を計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 鬼田委員。

○1番（鬼田岳哉君） 詳細及び管轄の理由に関して、承知いたしました。

看板設置工事に至る経緯もわかりましたが、すべてですね、いろんなところでいろんな思い出があると思うんですけど、全部が全部やっているということもどこかで線を引かなければならないと思いますので、その辺は慎重に進めていただければと思います

12ページもう1つです。戸田委員とちょっとかぶって申し訳ないんですけど、市庁舎管理維持管理経費の12の委託料の両方ですね、庁舎の清掃と電話交換の方なんですけど、3月末の方で入札不調ということであれば今9月ということで上半期の分はどういったその契約というか支払いを行ってその浮いてる半年分はどういうふうに対応してたのかなというところをちょっと伺います。

○委員長（長津智之君） 細谷管財課長。

**○管財課長（細谷次央君）** 鬼田委員からいただいた質問につきましては、おっしゃる通り年度末に入札不調となりました結果、緊急を要しましたので入札参加者の中で最も安値の業者 10 月末まで契約をしております。

今回補正で増額をお認めいただいた後には、10 月に入札を行い、11 月以降分の契約を行うことを予定しております。以上です。

**○委員長（長津智之君）** 鬼田委員。

**○1 番（鬼田岳哉君）** 流れとしてはわかりました。ちょっと 1 点懸念というか、確認なんですが、4 月から 10 月の分までっていうのをお支払いを入札に当たるものをしていない中で、そういった入札しなくても、実際やっていただいてお支払いするっていうのはルール上問題ないとか何か引かかるものはないかどうかっていうのを教えていただければ。はい。お願いします。

**○委員長（長津智之君）** 細谷管財課長。

**○管財課長（細谷次央君）** こちらにつきましては、入札の規則などがございますので、確認をさせていただきますと思います。

**○委員長（長津智之君）** はい。確認してください。荒川委員。

**○20 番（荒川一秀君）** はい。関連なんだけどね。

私も財政、要するにそこの細谷君のところは入札関係を管理するところでもあるのに、入札の制度をきちっとやってんだと思うけども、当初予算で 800 万で、今度は 300 万、今言った 40%の増額。これ、予算を組むときに何で見積もりをとらなかったの。

こういうことが教育委員会にもこの間あったんだ。だから、なぜ、前もって見積もりを取っておけば、こういう 20 も 30 もの手間をかけなきゃならない。あんたら給料高いんだからな。

はっきり言って。そういうのをやってるのでは、この住民に対してなんていうの。

あんたのところ、あなたのことを責めてるわけじゃないんだ。悪いな。なんか、萎縮させないから気楽に聞いてくれ。とにかく、立場上そういうようなどこなんだから、それ模範しなかったらば、他の所管課もやらなくなっちゃうんだよ。でしょ。

3 月前にだから、予算組む 12 月ならば 10 月とか 11 月の頃に来年度は人件費が上がるとか物価が上がるのかなっていう状態になって出てるんで。見積もりを取って何社か。

それでもって計上すればこういう問題が出てこないってこと。

これちょっと反省してもらったらいいんです。よろしくお願いします。以上です。

**○委員長（長津智之君）** 答弁はいいんですか。

**○20 番（荒川一秀君）** いいです。

**○委員長（長津智之君）** これは、説明を聞かないと先に、私、採決するわけにいかないんで。

ちょっと暫時休憩いたします。まとめり次第再開いたします。

午後 15 時 13 分 休憩

午後 15 時 18 分 再開

**○委員長（長津智之君）** それでは、会議を再開いたします。

細谷管財課長。

**○管財課長（細谷次央君）** 鬼田委員からいただきましたご質問ですが、こちら入札の不調に伴い、緊急性があり最安値の業者と随意契約しておりますが、こちらは地方自治法施行令第 167 条 2 第 1 項第 8 号において、入札に対し落札者がなかった場合に随意契約できることとされておりますので問題がないものと確認をいたしました。以上です。

**○委員長（長津智之君）** 鬼田委員。

**○1 番（鬼田岳哉君）** 完璧な答弁ありがとうございました。大丈夫です。

**○委員長（長津智之君）** それでは他に質疑ございますか。真家副委員長。

**○副委員長（真家功君）** はい。それでは 8 ページ、何点かあるんですが。8 ページの市税入湯税。これについて説明願いたいんですが、当初予算で予算とってなくて、補正予算でいきなり入湯税が出てきたんですが、何かこう制度改正とかなんかあったんでしょうか。

**○委員長（長津智之君）** 高橋税務課長。

**○税務課長（高橋宏君）** ただいまの真家委員さんのご質問にお答えいたします。

入湯税ですが、当初から、歳入に計上しなかった理由としましては、まず該当案件が、小美玉市幡谷のグランデプライベートドックリゾート常陸の宿泊施設に客室温泉浴場があるため、入湯税が 1 人当たり 1 日 150 円納付となっております。

この施設が今年の 5 月にグラウンドオープンしておりまして、入湯税に課税になる案件でしたが、事業者から納付がいただけなかったため、今年度に対して事業者には課税義務があるということで納付を促して、今回納付する申告書をいただいたため、当初ではなく、9 月に補正増という形で計上させていただいております。以上となります。

**○委員長（長津智之君）** 真家委員。

**○副委員長（真家功君）** はい。内容はわかりました。それとですね同じ 8 ページの県支出金、民生費県負担金の行路病死者取扱負担金、社会福祉費負担金ということで、100 万円歳入でありまして、歳出で 22 ページの衛生費、12 委託料で同じく 100 万円でてるんですが、これ財政から聞きたいんですが、これ本来であれば当初予算で聞く案件だと思うんですけど。

これは、やはり歳入が福祉部予算であって、歳出が衛生費予算で組んでるっていうのは、これ

は他の市もそのようにやってるんですか。これ、いつも気になってるんですが。

○委員長（長津智之君） 磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） 真家議員のご質問にお答えします。

他市町村におきましてもこちらの方で民生費で歳入をもらって、衛生費の方で出してるということ  
ことで実施しております。

○委員長（長津智之君） 真家委員。

○副委員長（真家功君） その根拠ってのはどういう理由なんでしょうね。本来であれば歳入歳  
出一緒だよ。

○委員長（長津智之君） 磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） まず歳入と歳出が一緒というところがございますが、これは財務事  
務提要のほうでうたってあります通り、歳入と歳出は一緒である必要は特にはないんです。

ですので我々の予算の取り方は、基本的には、地方財務状況調査にのっとり、歳入歳出のほう  
を決めさせていただいてというのが、設定の仕方なんですけども、必ずしもその民生費が  
民生費というわけではないというところで理解をしているところでございます。

○委員長（長津智之君） 真家委員。

○副委員長（真家功君） 内容は了解しました。他の市でも同じ歳出をとってるってことで  
すね。はい、わかりました。

それと30ページの消防費なんですが、警防活動経費、備品購入で機械器具購入費が226万7千  
円組んでるんですが、この中でその他の財源で226万6千円ってありますが、このその他の財源  
はどこからくる歳入ですか。歳入をみても同じ数字がないんですが。

○委員長（長津智之君） 邊見消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（邊見常之君） ただいまの真家委員のご質問に対しお答えいたします。

この機械器具購入費の財源にありましては、B&G災害拠点の財源使って購入するものでござ  
います。以上でございます。

○委員長（長津智之君） 真家委員。

○副委員長（真家功君） 歳入はどこかの何費の予算をつけているということ聞いているんだよ。

○委員長（長津智之君） 磯部財政課長。財源について説明。

○財政課長（磯部朋広君） こちらの方の財源ですが、その他、雑入のほうになります。こち  
らの方でB&G財団からの助成金という形で歳入させていただいております。

こちらの方は、県とか国庫補助金ではないので財団からということもありまして雑入のほうに  
入れさせていただきたい。

○委員長（長津智之君） 真家委員。

○副委員長（真家功君） あれこれ、その数字入ってる。

○委員長（長津智之君） 磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） 失礼しましたこの入ってる名前が防災拠点設置等助成金という形で  
その他に入っております。

○委員長（長津智之君） 真家委員。

○副委員長（真家功君） はい。了解しました。

○委員長（長津智之君） その他ございますか。ないようですので以上で質疑を終結いたします。  
次に討論に入ります。  
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第64号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算第3号について、  
総務常任委員会所管事項について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（長津智之君） ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

高野人事課長。

○人事課長（高野雄二君） はい。先ほどですね、議案第59号で戸田委員さんからのご質問で  
ございます。時間いただきありがとうございます。

先ほど部分休業、こちらの取得者について、期末勤勉手当こちらの減額等はあるかというご質  
問だったと思うんですけども、実際に日数換算をいたしまして、部分休業を30日相当分時間  
にしますと、1日2時間取得できるものですから、時間で半年間のうちに232.5時間以上、部分休  
業を取得した場合には減額する措置をとらせていただいております。

なお、これまで取得していた職員の中で、半年間で200時間を超えるという部分休業者はいませ  
んでしたのでこれまでは、減額措置はしてございませんでした。以上でございます。

○委員長（長津智之君） はい。ご苦労様でございます。次に、議案第68号 令和7年度小美玉市  
霊園事業特別会計補正予算を議題といたします。

執行部より説明を求めます。中野谷環境課長。

**○環境課長（中野谷勲君）** はい続きまして、議案第68号 令和7年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

予算の概要ですが、歳入歳出それぞれ13万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1千499万6千円といたします。6ページをご覧ください。

最初に歳入予算についてご説明いたします。

3款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、施設繰越金、前年度繰越金として13万5千円の減額となります。

この額は、令和6年度の決算額の確定に伴い、繰越金の額が確定したことによるものです。

次に、歳出予算を説明いたします。7ページをご覧ください。

1款 霊園事業費、1項 霊園施設管理費、1目 霊園施設管理費、1 市営霊園管理事業、24節 積立金の13万5千円の減額でございますが、令和6年度の決算額の確定に伴う繰越金の確定により霊園整備基金積立金を減額するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（長津智之君）** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。ないようですので以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長津智之君）** ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第68号 令和7年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長津智之君）** ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。

次に、議案第81号 動産の買入れ契約の締結についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。消防本部邊見警防課長

**○消防本部警防課長（邊見常之君）** 議案第81号 不動産の買入れ契約の締結についてご説明い

たします。

高規格救急自動車の買入れ契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号及び小美玉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。高規格救急自動車は、令和年7月14日に、7社の指名競争入札により、ひたちなか市のコーケンネットワークス株式会社が税抜き3,300万円で落札し、借入額は3千630万円でございます。納入期限につきましては、令和8年2月27でございます。

この高規格救急自動車は、小川消防署に配置される高規格救急自動車です。6年が経過し、18万キロを超えており車両更新基準に基づき更新するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（長津智之君）** 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。ございますか。

ないようですので以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長津智之君）** ないようですので討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第81号 不動産の買入れ契約の締結についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

**○委員長（長津智之君）** ご異議なしと認め、本案はさよう決しました。以上で当委員会に付託されました執行部からの提出議案の審査は終了いたしました。

続いて、その他に入ります。執行部から何かございますか。

ないようですので委員の皆さんから、その他で何かありますか。

鬼田委員。

**○1番（鬼田岳哉君）** すみません1点だけ。ホームページの方ですが小美玉市のホームページの方の真ん中ぐらいに、今公用車売却オークションというものがございます。

その中で1台、幼稚園バスですね、令和3年式のもが一覧で載ってまして、4年半しかたっていない中で、なんでこれを売るのかなあとというところが気になった次第でございます。

